

地域包括支援センター介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント運営規程

(事業の目的)

第1条 五領・上牧地域包括支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び基準に関する事項を定め、事業所の保健師等担当職員が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という）からの相談に応じて、本人やその家族の意向等を基に、介護予防サービス及び第1号事業（以下「介護予防サービス等」という。）を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者及び指定第1号事業者等（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）との連絡調整等その他の便宜を図ることを目的としている。

(事業の運営方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態になった場合においても、その状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮したものとする。

2 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援するものとする。

3 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うものとする。

4 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

5 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び第1号事業者等（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

6 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護サービス事業者等との連携に努める。

7 高槻市で実施する地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行うものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 五領・上牧 地域包括支援センター

(2) 所在地 高槻市井尻 2-37-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名

管理者は、事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「指定介護予防支援等」という。）の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 担当職員

ア 主任介護支援専門員 1 名以上

イ 社会福祉士 1 名以上

ウ 保健師 1 名以上

エ 介護支援専門員 2 名以上

担当職員は、上記のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有し、指定介護予防支援等の提供に当たる。

なお、上記アイウの担当職員の員数は、高槻市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成 26 年高槻市条例第 75 号）の規定に従うこととする。

(3) 事務補助職員 1 名

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員の事務等の業務の補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営 業 日 月曜日から土曜日（日曜・祝祭日、12 月 30 日から 1 月 3 日までの年末年始は除く）

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(介護予防支援等の提供方法及び内容)

第 6 条 「高槻市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成 26 年高槻市条例第 72 号以下「条例」という。）及び「高槻市介護予防ケアマネジメント実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を遵守するものとし、指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1 利用者からの介護予防サービス計画作成依頼等には当事業所の担当職員が対応する。
- 2 課題分析
 - (1) 課題分析の実施にあたっては、担当職員が利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - (2) 担当職員は、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援した上で、解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 介護予防サービス計画原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を立案する。

なお、計画策定に際しては、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定するものとする。
- 4 サービス担当者会議等の実施等

介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス等の担当者を招集した、利用者本人を含めたサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。
- 5 介護予防サービス計画の確定

担当職員等は、介護予防サービス計画に位置づけた介護予防サービス等について、保険給付もしくは第1号事業支給費の支給の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 6 個別サービス計画の作成の指導

担当職員等は、介護予防サービス計画に基づき、介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の作成を指導するものとする。
- 7 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握、当該計画の達成状況についての評価を行うと共に、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(利用料等)

第7条 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）の利用料その他の費用は次のとおりとする。

- 1 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）及び高槻市長が定める基準によるものとする。
- 2 提供した指定介護予防支援等について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、高槻市指定地域とする。

（介護予防支援等の業務の委託について）

第9条 事業者が、居宅介護支援事業者へ介護予防支援等の業務の委託をする場合には、条例及び実施要綱の規定に基づき適正に実施するものとする。

- 2 前項の規定のほか、委託の実施については以下のとおり行うものとする。
 - （1）事業者は、第6条第2項から第7項までの業務について、要件を満たすものとして高槻市が認めた居宅介護支援事業者に委託を行うことができる。
 - （2）委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、利用者の希望を可能な限り尊重するものとする。
 - （3）委託先の居宅介護支援事業者の選定に際しては、公平・中立の立場で行うものとする。
 - （4）事業者からの委託を受けた居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員が業務を行う場合においても、この運営規程を遵守させるものとする。

（個人情報の保護）

第10条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護予防サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

- 3 利用者に対する指定介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応)

第 12 条 指定介護予防支援等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定介護予防支援等に関し、介護保険法第 23 条及び高槻市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 17 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(高齢者虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを高槻市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 本事業所は、介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 本事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 任用時研修 任用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等の内容とする。

- 5 事業所は、指定介護予防支援等に関する諸記録を整備し、指定介護予防支援にあつてはその完結の日から最低2年間、介護予防ケアマネジメントにあつてはその完結の日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 社会福祉法人 恭生会と当事業所の管理者及び高槻市との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

この規定は、平成24年3月1日から改正施行する。

この規定は、平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。（介護報酬改定に伴う形式的変更のみ）